

○大崎地域広域行政事務組合工事請負契約における主任技術者の専任要件の緩和について

1 緩和措置の内容

以下の条件をすべて満たす2件の工事間で、主任技術者の兼任を認めることとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注する工事請負契約であること。
- (2) 請負代金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の工事同士であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10km程度であること。

2 手続き

- (1) 主任技術者を兼任させる場合は、通常の現場代理人等通知書と併せて主任技術者兼任届（別記様式）を両方の工事の発注担当課に1部ずつ提出すること。（それぞれの届書に、兼任するもう一方の工事の工事請負契約書頭書（写し）を添付すること。）
- (2) 兼任届出済みの工事のいずれかが、変更契約により工期又は請負代金額を変更した場合は、兼任するもう一方の工事の発注担当課に工事請負変更契約書頭書（写し）を提出すること。
- (3) 兼任の適否については、事前に各工事の発注担当課に確認すること。
- (4) 兼任するもう一方の工事の発注元が本組合以外である場合は、その発注元に手続きに従うものとする。

3 その他

- (1) 本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとする。
- (2) 本運用は、専任の主任技術者が対象であり、専任の監理技術者については、適用しないものとする。
- (3) 本運用は、公共工事に配置する専任の主任技術者が対象であり、営業所における専任の技術者については、適用しないものとする。

4 適用

令和7年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

ただし、兼任する一方の対象工事が適用日より前のものについても、発注担当課に届け出るにより適用するものとする。

主任技術者兼任届

年 月 日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 様

受託者
住 所
氏 名

印

〔 法人にあつては名称及び
代表者の印 〕

下記の工事について主任技術者を兼任させるので届け出ます。

記

1 主任技術者

主任技術者	氏名		生 年 月 日	年 月 日
	住所		緊急時連絡先	

2 兼任させる工事

発注元担当課		監督職員氏名	
工 事 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		請負代金額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		

発注元担当課		監督職員氏名	
工 事 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		請負代金額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		

3 工事現場の箇所図



※1 本書を兼任する工事数分を作成し、それぞれの工事発注担当課に1部ずつ提出してください。

(それぞれの届書に、兼任する他の工事の工事請負契約書頭書(写し)を添付してください。)

※2 兼任する工事現場の箇所を示す図面を添付することとし、移動経路及び経路距離を示してください。

(任意様式)